

令和 6 年
9 月 号

一関労働基準監督署からのお知らせ

1, 9月は『令和6年度 全国労働衛生週間』の準備期間です。

【本週間；令和6年10月1日～7日 準備期間；令和6年9月1日～30日】

〈スローガン〉 **推してます みんな笑顔の 健康職場**

労働者の健康管理や職場環境の改善など、労働衛生に関する国民の意識を高め、職場での自主的な活動を促して労働者の健康を確保することなどを目的に、昭和25年から毎年実施しており、今年で75回目になります。

この機会に自主的な労働衛生管理活動の大切さを見直し、積極的に健康づくりに取り組むとともに、準備期間中には、労使協力のもと、以下の重点事項について日常の労働衛生活動の総点検をお願い申し上げます。

【準備期間(9月1日～30日)に実施する事項】

重点事項をはじめとして、日常の労働衛生活動の総点検を行いましょ

- 過重労働による健康障害防止のための総合対策の推進に関する事項
- 「労働者の心の健康の保持増進のための指針」等に基づくメンタルヘルス対策の推進
- 転倒・腰痛災害の予防に関する事項
- 化学物質による健康障害防止対策に関する事項
- 石綿による健康障害防止対策に関する事項
- 「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」に基づく受動喫煙防止対策に関する事項
- 「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」に基づく治療と仕事の両立支援対策の推進に関する事項
- 「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」に基づく熱中症予防対策の推進に関する事項
- 「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に基づく労働者の作業環境、健康確保等の推進に関する事項
- 小規模事業場における産業保健活動の充実に関する事項
- 女性の健康課題の理解促進に関する事項に関する事項

詳しくは、中央労働災害防止協会の特設サイトをご確認ください。

【特設サイト】<https://www.jisha.or.jp/campaign/eisei/index.html>

また、9月1日から30日までの間は、「職場の健康診断実施強化月間」「粉じん障害防止総合対策推進強化月間」の強化月間でもありますので、全国労働衛生週間の実施に併せた重点的な取り組みもお願い申し上げます。

2, 熱中症対策の着実な実施をお願いします！

～9月末までは「STOP!熱中症クールワークキャンペーン」期間です！～

今年の夏は猛暑となっており、暑い日が続いています。

事業者、労働者が協力して、熱中症予防対策の着実な実施をお願いします。

熱中症は予防と発症初期の対応が重要です。作業環境管理、作業管理、健康管理、労働衛生教育を通じ、熱中症の予防に努めてください。WBGT 指数計の備え付け、環境省の「熱中症予防情報サイト」の熱中症警戒アラートを活用し、暑さ指数の予報値、速報値を把握するとともに、休憩場所の整備、定期的な水分、塩分の補給等の対策をお願いします。

熱中症と思われる症状が認められた際には、速やかに涼しいところで休ませ、体を冷やす、スポーツドリンクを飲ませるなどの対応を行うとともに、症状が改善しない場合は速やかに病院へ搬送しましょう。

厚生労働省では、熱中症予防のためのポータルサイト「職場における熱中症予防情報」を開設しておりますので、ご活用をお願いします。



夏季死亡災害ゼロ 101 日運動(令和6年6月1日～9月9日)を展開中です！
死亡労働災害ゼロの目標達成に向け、安全対策を確実に実施しよう！！

3, 令和6年7月末現在における労働災害の発生状況について

休業4日以上^(新型コロナを除く)の死傷災害 73件 (前年同期比較-23件、-24.0%)
(新型コロナを含む100件 " -15件、-13.0%)
うち、死亡 0件 (" ±0件)

令和6年7月末現在における死傷災害(新型コロナウイルス感染症によるものを除く)は73件で、**前年同期の96件から-23件-24.0%と大幅に減少**し、また、死亡災害は発生していません。(新型コロナウイルス感染症によるものを含むと100件で、前年同期の115件からは-15件-13.0%の減少)

業種別(コロナ除く)では、①製造業19件(前年同期比-4件-17.4%)、②建設業15件(同-2件-11.8%)、③保健衛生業11件(同±0件+0.0%)、④商業8件(同-1件-11.1%)、⑤運輸交通業7件(同+1件+16.7%)等となっており、運輸交通業で微増しているものの、総じて減少傾向となっています。特に昨年同期に11件発生していた接客娯楽業では0件(-11件-100.0%)と大きく減少しています。

事故の型別では、①転倒18件(構成比24.7%。前年同期比-16件-47.5%)、②「墜落・転落」16件(同21.9%。同±0件±0.0%)、③「激突」7件(同9.6%。同+5件+250.0%)、「激突され」7件(同9.6%。同±0件±0.0%)、「交通事故」7件(同9.6%。同+5件+250.0%)及び「動作の反動・無理な動作」7件(同9.6%。同+1件+16.7%)、④「切れ・こすれ」5件(同6.8%。同+3件+150.0%となっています。

減少要因としては、①転倒災害が前年同期に比べて半減(暖冬の影響で冬季型転倒が大幅に減少)していること、②前年に複数発生していたし「飛来・落下(8件⇒1件)」「崩壊・倒壊(6件⇒2件)」「はさまれ・巻き込まれ(9件⇒3件)」と大減少していることが考えられます。しかし、「墜落・転落」は前年と同数で減少に転じていないほか、「激突」と「交通事故」が前年同期比+250.0%、「切れ・こすれ」が同+150.0%と増加しており、これらの対策の強化が望まれます。

当署では、令和6年における労働災害防止に係る目標を、

○全労働災害減少目標⇒143人以下 **○死亡災害⇒0人(発生させない)**

と定め、目標達成に向けて労働災害防止対策を推進しています。毎月末時点の災害発生状況を見ると減少率は落ち着いてきており、このまま推移すると前年より減少することが見込まれます。

しかし、労働災害はあってはならないものであります。各事業場の皆様におかれましては、労働災害を発生させないという強い決意の下、労働災害防止対策を着実に実施していただきますようお願い申し上げます。

4, 「就業環境整備改善支援セミナー」(参加費無料!)のご案内について

厚生労働省では、事業場における適正な職場環境形成に向け、労働者を雇用する上で必要な労働時間、休日、賃金等労務管理及び労働災害防止のための安全衛生管理などについて、専門家によるセミナーを9月11日から9月30日の間に順次開催します。



いずれもオンライン開催で、1回2時間程度となっており、A～Cコースを選択(重複可)し、都合の良い日程のセミナーを受けることができます。

会社などのパソコンから気軽に参加することもできますので、是非ご参加ください。

- Aコース ①労働条件の明示・就業規則の必要性について ②賃金の支払い義務、割増賃金の種類と割増率について
- Bコース ③労働保険・社会保険の加入条件、副業・兼業の際の扱いについて ④36協定、休日・労働時間について
- Cコース ⑤有給休暇の取得、退職・解雇について ⑥安全衛生管理体制の整備、働き方改革の推進について

【特設サイト】 <https://shuugyou.mhlw.go.jp/> 受託者：株式会社タスクール Plus